

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日は、その日)

鳥取県告示第二百二十七号

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による若桜町が行う土地改良事業に係る池田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示字の区域の新設等（市町村振興課）

保健所の施設の利用等のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額の一部改正（福祉保健課）

鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額の一部改正（障害福祉課）

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正（健康対策課）

鳥取県立健康増進センターの利用のうち消費税が課税される診断に係る使用料の額の一部改正（〃）

土地改良法による換地処分（農村整備課）

第八次鳥獣保護事業計画（森林保全課）

基本測量の終了（二件）（管理課）

公共測量の終了（〃）

米子市（その周辺の地域を含む。）についての流通業務施設の整備に関する基本方針（都市計画課）

出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

資金管理団体の届出

資金管理団体の指定の取消し

平成八年度後期技能検定の合格者（労政能力開発課）

これらと一体をなす国有地

新たに画する字の名称 同上の区域（平成八年十一月一日現在の地番による。）

大字小船字寺尾

大字小船字下寺尾二九の一、二九の二、三〇、三〇内一、三一の二から三一の三まで、三三、三三の二、三三から三五まで、三六内第一、三六の三から三六の一二まで、三七、三八、三九の八、四〇、四〇内第一、四〇の二、四一の三、四九の一、四九の二、六七の一、六七の二、六八、六九の一から六九の四まで、七〇の一、七〇の二、七一、七二の一から七二の三まで、七三の一、七三の二、七四、七四の二から七四の六まで、七五の一から七五の三まで、七六、七七、七七次一、七八の一、七八の二、七九の一から七九の三まで、八〇、八〇次一、八〇の二、八一の一、八一の二及び

区域を変更する字の名 称	大字須澄字山根	同上の区域 (平成八年十一月一日現在の地番による。)	大字小船字上寺尾八七の一、八七の二、八八、八九、九八の一、九八の二、九九の一、九九の二、一〇〇、一〇六の一部、一〇七、一〇八、一〇八の一、一〇九、一一一、一一二及びこれらと一体をなす国有地
大字須澄字山根	大字須澄字下代一三三の二の一部、一三三の七の一部、一三二の四から一三三の二の六まで、一三三の二の一部、一三三の二の一部、一三三の三、一三四の二の一部、一三四の二、一三五の二の一部、一三五の二、一三六の二の一部、一三六の二の一部、一三七の二、一三八の二の一部、一三八の二、一三九の二の一部、一三九の二及びこれらと一体をなす国有地	大字須澄字山根の全域	大字小船字イラ原一二三、一二三の一、一二四、一二五、一五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字須澄字下代	大字須澄字上エノ田一五五の一の一部、一五五の二の一部、一五六の一の一部、一五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字須澄字上エノ田	大字須澄字上エノ田のうち一四九の二から一四九の五まで、一四九の二の一部、一三三の二の一部、一三三の二の一部、一三三の二の一部、一三三の三、一三四の二の一部、一三四の二、一三五の二の一部、一三五の二、一三六の二の一部、一三六の二の一部、一三七の二、一三八の二の一部、一三八の二、一三九の二の一部、一三九の二及びこれらと一体をなす国有地
大字須澄字下代	大字須澄字下代のうち一三三の二の一部、一三三の七の一部、一三三の二の四から一三三の二の六まで、一三三の二の一部、一三三の二の一部、一三三の三、一三四の二の一部、一三四の二、一三五の二の一部、一三五の二、一三六の二の一部、一三六の二の一部、一三七の二、一三八の二の一部、一三八の二、一三九の二の一部、一三九の二及びこれらと一	大字須澄字半ノ田	大字須澄字上エノ田のうち一四九の二から一四九の五まで、一四九の二の一部、一三三の二の一部、一三三の二の一部、一三三の二の一部、一三三の三、一三四の二の一部、一三四の二、一三五の二の一部、一三五の二、一三六の二の一部、一三六の二の一部、一三七の二、一三八の二の一部、一三八の二、一三九の二の一部、一三九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字須澄字井口	大字須澄字半ノ田二七二の一、二七四の一、二七六の一、二八〇の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字須澄字半ノ田	大字須澄字半ノ田のうち二七二の一、二七四の一、二七六の一、二七六の二、二七七の一、二七八の一、二八〇の二、二八〇の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

		大字須澄字井口の全域
		大字岩屋堂字大ナシ野のうち二三の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
		大字岩屋堂字コナシ野二三の一の一部、二六の一の一部、二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字岩屋堂字大ナシ野二三の一の一部及びこれと一体をなす国有地
		大字岩屋堂字コナシ野のうち二三の一の一部、二六の一の一部、二六の二の一部、三六の一の一部、三七の一の一部、三七の二の一部、三八の三、三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
		大字岩屋堂字大ムカイ四〇、四〇の一、四一の二、四一の三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字岩屋堂字コナシ野三六の一の一部、三七の一の一部、三七の二の一部、三八の三、三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字岩屋堂字大ムカイのうち四〇、四〇の一、四一の二、四一の三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
		大字中原字下モ向イのうち五三の六の一部、五四の三の一部、五四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地
		大字中原字下モ向イ上九三七の三、九三七の四、九三八の二五四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中原字下モ向イ		大字中原字下モ向イ

大字中原字下モ田	大字中原字下モ田の全域
大字中原字柄原	大字中原字柄原のうち一九一の三の一部以外の区域
大字中原字中ムラ	大字中原字中ムラの全域
大字中原字中原	大字中原字中原のうち三六七の五の一部、三六八の二、三七〇の七、三七〇の八の二、三七〇の九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六五、四六四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字中原字下西田	大字中原字下西田四〇三の一部、四〇三の二、四〇四の一部、四一五の一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中原字中原三六七の五の一部、三九七の一の一部、三九九の一の一部、四〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六五、四六四と一体をなす国有地の一部
大字中原字下西田	大字中原字下西田のうち四〇三の一部、四〇三の二、四〇四の一部、四〇五の一の一部、四〇五の二、四〇六の一部、四〇六の一、四〇六の二の一部、四〇六の三の一部、四〇六の四、四〇七の一の一部、四〇七の一、四〇八の三、四〇八の四の一部、四一〇の一の一部、四一五の一の二の一部、四一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中原字荒神ノ上	大字中原字荒神ノ上四八三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四八三の一と一体をなす国有地の一部
大字中原字畠ヶ谷	大字中原字畠ヶ谷一一七七の一部

大字中原字口下ノ谷 有地	大字中原字下西田四一八の三の一部及びこれと一体をなす国有地
大字中原字荒神ノ上	大字中原字荒神ノ上のうち四二三次一、四二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中原字上西田	大字中原字中原三九四の一部、三九五の一部、三九六、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中原字下西田四〇四の一部	大字中原字下西田四〇四の一部、四〇五の一部、四〇五の二、四〇六の一部、四〇六の一、四〇六の二の一部、四〇六の三の一部、四〇六の四、四〇七の一部、四〇七の一、四〇八の三、四〇八の四の一部、四一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中原字上西田の全域	大字中原字中原向イ上のうち九三七の二、九三七の四、九三八の二以外の区域
大字中原字畠ヶ谷	大字中原字畠ヶ谷のうち一七七の一九以外の区域
大字大野字寺前	大字大野字寺前の全域
大字大野字本立	大字大野字本立一三四の一部、一三四次一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字大野字ヲワタ	大字大野字本立のうち一三四の一部、一三四次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字大野字前川二四五の三の一部、二四五の四及びこれらと一体をなす国有地	大字大野字前川のうち二四五の三の一部、二四五の四及びこれらと一体をなす国有地
大字大野字大野	大字大野字大野のうち三一九の四の一部以外の区域
大字大野字橋詰	大字大野字大野三一九の四の一部
大字小船字下寺尾	大字小船字下寺尾のうち二九の一、二九の二、三〇、三〇内一二、三〇次一、三一の一から三一の三まで、三三、三三の一、三三の二、三三から三五まで、三六内第一、三六の三から三六の一まで、三七、三八、三九の八、四〇、四〇内第一、四〇の二、四一の三、四九の一、四九の二、六七の一、六七の二、六八、六九の一から六九の四まで、七〇の一、七〇の二、七一、七二の一から七二の三まで、七三の一、七三の二、七四、七四の一から七四の六まで、七五の一から七五の三まで、七六、七七、七七次一、七八の一、七八の二、七九の一から七九の三まで、八〇、八〇次一、八〇の二、八一の一、八一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小船字上寺尾	大字小船字上寺尾のうち八七の一、八七の二、八八、八九、九八の一、九八の二、九九の一、九九の二、一〇〇、一〇六の一、一〇七、一〇八、一〇八の一、一〇九、一一、一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小船字イラ原	大字小船字イラ原のうち一一三、一一三の一、一一四、一一五、一一五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小船字ヨヲド	大字小船字ヨヲドのうち五二九の二、五三〇の一、五三〇の四、五三〇の五、五三一から五三三まで、五三四の一、五三

大字小船字井古	四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五二八の一、五二九の二、五三〇の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小船字ヨラド五二九の二、五三〇の一、五三〇の四、五三〇の五、五三一から五三三まで、五三四の一、五三四の二及びこれらと一体をなす国有地	大字小船字ヨラド五二九の二、五三〇の一、五三〇の四、五三〇の五、五三一から五三三まで、五三四の一、五三四の二及びこれらと一体をなす国有地
大字小船字井古の全域	大字小船字井古の全域
大字古船字高ナシ六五一の二の一部、六五一の二の一部、六五二の四の一部、六五二の五の一部、六六三の一部、六六四の一部、六六九の一の一部、六六九の二の一部、六七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字古船字高ナシ六五一の二の一部、六五一の二の一部、六五二の四の一部、六五二の五の一部、六六三の一部、六六四の一部、六六九の一の一部、六六九の二の一部、六七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小船字ヨラド五二八の一、五二九の二、五三〇の四と一体をなす国有地の一部	大字小船字ヨラド五二八の一、五二九の二、五三〇の四と一体をなす国有地の一部
大字小船字高ナシのうち六五一の二の一部、六五二の二の一部、六五二の四の一部、六五一の五の一部、六六三の一部、六六四の一部、六六九の一の一部、六六九の二の一部、六七〇の二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字小船字高ナシのうち六五一の二の一部、六五二の二の一部、六五二の四の一部、六五一の五の一部、六六三の一部、六六四の一部、六六九の一の一部、六六九の二の一部、六七〇の二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小船字流田六八二の三、六八二の五、六八二の七、六八四の四、六八五の一から六八五の三まで、六八六、六八七の三、六八八の一、六八九の一、六九一、六九二、六九八の三及びこれらと一体をなす国有地	大字小船字流田六八二の三、六八二の五、六八二の七、六八四の四、六八五の一から六八五の三まで、六八六、六八七の三、六八八の一、六八九の一、六九一、六九二、六九八の三及びこれらと一体をなす国有地
大字小船字赤渕	大字小船字赤渕
大字小船字限浪	大字小船字限浪

大字吉川字大将軍	大字吉川字大将軍二二二九の一の一部
大字吉川字小林	大字吉川字小林のうち三三七の六、三三八の一の一部、三三八の二の一部、三三六の一部、二二〇八の一、二二〇八の二の一部、二二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字吉川字ゲン浪	大字吉川字ゲン浪のうち一二一三の二以外の区域
大字吉川字ゲン浪	大字吉川字ゲン浪のうち一二一三の二以外の区域
大字吉川字池久保	大字吉川字池久保の全域
大字吉川字越谷口	大字吉川字越谷口九八二、九八六の二の一部、九八七の一部、九八九の一の一部、九八九の二の一部、九九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字吉川字下モ田	大字吉川字越谷口のうち九八二、九八六の二の一部、九八七の一部、九八九の一の一部、九八九の二の一部、九九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字吉川字赤渕	大字吉川字赤渕

大字吉川字大下田	一の七、一〇一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字吉川字下モ田一〇〇七の一、一〇〇七の六、一〇〇八、一〇〇九の一、一〇〇九の二、一〇一〇の一から一〇一〇の四まで、一〇一〇の九から一〇一〇の二三まで、一〇一一、一〇一一の一、一〇一二の四、一〇一二の五、一〇一二の七、一〇一二及びこれらと一体をなす国有地	一〇〇九の一、一〇〇九の二、一〇一〇の一から一〇一〇の四まで、一〇一〇の九から一〇一〇の二三まで、一〇一一、一〇一一の一、一〇一二の四、一〇一二の五、一〇一二の七、一〇一二及びこれらと一体をなす国有地
大字吉川字大下田の全域	大字吉川字大下田の全域
大字吉川字フタ通り	大字吉川字フタ通りのうち一四六三の二
大字吉川字フタ通りのうち一四六三の二以外の区域	大字吉川字フタ通りのうち一四六三の二以外の区域

鳥取県告示第二百三十号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十八号

平成元年三月鳥取県告示第四百六十六号（保健所の施設の利用等のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額について）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県告示第二百三十一号

第一号中「二二百六円」を「二二百九円」に改める。
第二号中「六百十円」を「六百四十円」に、「六百二十円」を「六百五十円」に改める。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十九号

平成元年三月鳥取県告示第四百六十五号（鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額について）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「百分の百三」を「百分の百五」に改める。

鳥取県告示第二百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る池田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十三号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十一号）第一条ノ一第一項の規定に基づき、第八次鳥獣保護事業計画をたてたので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 第八次鳥獣保護事業計画の期間

平成九年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

二 第八次鳥獣保護事業計画の内容

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局林業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（GPS観測局設置）**二 作業地域 鳥取市及び米子市並びに八頭郡八東町**

三 終了年月日 平成九年三月十九日

鳥取県告示第二百三十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、鳥取県鳥取土木事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（航空測量図化 緩尺千分の一）

二 作業地域 岩美郡岩美町大字浦富から同町大字陸上まで

三 終了年月日 平成九年三月二十日

鳥取県告示第二百三十七号

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第三条の二第一項の規定に基づき、米子市（その周辺の地域を含む。）についての流通業務施設の整備に関する基本方針を次のとおり定めたので、同条第九項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 流通業務市街地を整備すべき都市に関する事項

米子市（その周辺の地域を含む。）についての流通業務施設の整備に関する基本方針

米子市（その周辺の地域を含む。以下同じ。）は、本県西部の産業・経済の中心地域であり、都市内に流通業務施設が相当数立地し、物資流通量は増加基調にあり、自動車による物流が増加しているため、流通機能の低下と自動車交通の渋滞を来すおそれがある。

また、米子市は今後、中国横断自動車道岡山米子線、境港、米子空港などの広域交通体系の整備と、境港FAZや鳥取県中海圏域地方拠点都市地域の整備による物流の広域化や自動車交通の増加が見込まれることから、広域交通体系の整備の動向を踏まえ、米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口

町の地域を流通業務市街地を整備すべき都市として設定する。

二 流通業務施設の機能及び立地に関する基本的事項

米子市の流通は、県西部地域の集配送を中心とする機能を果たしている。

しかし、広域交通体系の整備により、今後、物資流通量の増加や、物流の広域化が見込まれることから、流通機能の向上と道路交通の円滑化等を図るためには、以下の方針により流通機能の配置を適正化するよう誘導する必要がある。

(一) 今後、新設される主要な流通業務施設は、可能な限り既成市街地の外周の地域で、主要道路、港湾又は空港などの利用が容易な場所及びその他の交通条件や地理的条件の良好な、土地利用上適正な位置に計画的に立地させるものとする。

(二) 現在、既成市街地に立地している流通業務施設のうち、必ずしもその地域にあることを要しないものは、可能な限り計画的に既成市街地の外周の地域へ移転するよう配慮するものとする。

(三) 現在、既成市街地に立地している流通業務施設のうち、その区域の物資需要に応ずるもの、商取引の中心的機能を持つもの等で、その区域に立地することが不可欠な流通業務施設については、流通機能の向上を図るため、施設の合理化及び高度化を促進するものとする。

(四) 既成市街地の外周の地域において新設され、あるいは既成市街地から移転する流通業務施設については、可能な限り集約的な立地を図るため、流通業務地区を整備し、誘導するものとする。

三 流通業務地区の数、位置、規模及び機能に関する基本的事項

(一) 米子市における流通業務地区の数は、一箇所とする。

既成市街地の外周の地域で、中国横断自動車道岡山米子線、主要幹線道路、境港、米子空港等の交通施設の利用が容易であって土地利用上適正な位置に設けるものとする。

(二) 流通業務地区の規模は、おおむね四十ヘクタールとする。

(三) 流通業務地区は、米子市と他の地域との地域間流動物資の集散の拠点としての機能を有するとともに、米子市の需要に応じた集配、保管及び取引の機能並びにこれ

らに関連する機能を有するものとする。

平成九年三月二十八日

(四) 流通業務地区は、中国横断自動車道岡山米子線、境港、米子空港などを活用する広域流通拠点であるとともに、地域の流通拠点としての機能を有するものとする。

四 流通業務地区内の流通業務施設の種類、規模及び機能に関する基本的事項

流通業務地区内には、広域流通拠点及び地域流通拠点として、物資流動の需要に応じた規模並びに集配、保管及び取引の機能を持つ倉庫、荷さばき場、卸売施設及び道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗を設けるものとし、これらに関連する流通加工場その他の施設を設けるものとする。さらに、これらの施設については、可能な限り共同化等により流通業務の効率化が進められるよう配慮するものとする。

五 流通業務施設の整備に際し配慮すべき事項

(一) 國土計画及び地方計画に関する法律に基づく計画、都市計画、既存整備計画など各種の計画との整合性に配慮しつつ、幹線道路や港湾、空港の整備状況等を踏まえながら整備を進める。

(二) 流通業務施設及び周辺道路に起因する大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等の防止や廃棄物の適正な処理を行うなど環境への影響を最小限に抑え、公害防止、自然環境の保全等環境の保全に努める。

(三) 道路交通の安全確保及び円滑化のために必要な対策を講じる。

(四) 土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることがないよう留意する。

(五) 流通業務施設の整備を円滑に進めるため、流通業務地区整備推進協議会を設置するなど、推進連絡体制を確立する。

鳥取県告示第二百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第一百七十四条後段の規定により告示する。

一 委任させた事務

鳥取県博覧会推進局に係る事務のうち次に掲げる事務

(一) 一件千万円未満の収入の事前承認

(二) 一件五千万円未満の建設工事請負費の支出負担行為の事前承認

(三) 一件五百万円未満の支出負担行為（建設工事請負費及び物品に係るもの）除く。の事前承認

(四) 義務経費等の支出（建設工事請負費、給与等の支出を除く。）

(五) 一件五千万円未満の建設工事請負費の支出

(六) 一件千万円未満の支出（義務経費等の支出を除く。）

(七) 返納金の戻入及び過誤納金の還付

(八) 歳入歳出外現金及び有価証券の出納

(九) その他軽易なもの

二 委任を受けた出納員

鳥取県博覧会推進局
推進課長 山本光範

三 委任期間

平成九年四月一日から同年十月三十一日まで

鳥取県知事 西尾邑 次

選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長
野口欣悦

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口 欣

政治団体の名称										政治団体の名称
津村支部	自由民主党日吉	市上灘文部	自由民主党倉吉	市上灘文部	自由民主党倉吉	市上灘文部	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	異動事項
因伯清酒産業振興会	吉田忠良後援会	鳥取県菌科技工士連盟	下石義忠後援会	柳谷中後援会 支部	社会民主党鳥取	ク	ク	ク	齊田忠夫	新
ク	代表者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	山根作次	旧
南條倫夫	三谷明久	村岡正敏	○字森坪二七一 八頭郡佐治村大	高橋正樹	山本悟己	鈴木章夫	福井美勝	八三	倉吉市米田町八	二月二十日
田村純一	三谷由美	加藤惣一	九一二 字加瀬木二二二 八頭郡佐治村大	木村晴男	谷口俊男	中瀬富夫	福井良人	三〇	倉吉市米田町八	平成九年一月十六日
二日 平成九年 一月二十 年	日 平成九年 一月十六 年	平成九年 一月九 日	平成九年 一月七 日	平成九年 一月六 日	平成九年 三月六 日	ク	ク	八日	平成九年 二月二十 日	年届 月 日出
ク	ク	ク	ク	その他の 団体	ク	ク	ク	ク	政黨の 支部	備考

平成9年3月28日 金曜日

鳥取県公報

全日電工連政治 連盟鳥取県支部	主たる事務所の 所在地	鳥取市青葉町一 丁目一〇〇	鳥取市千代水四 丁目二五	〃	〃
相沢英之境港水 産後援会	代表者の氏名	手島敏弘	森脇牧夫	平成九年 三月七日	〃
石破しげる後援 会	代表者の氏名	山口寧	山本昇造	平成九年 三月十九日	〃

鳥取県選挙管理委員会公示第十一回

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十一條第一項の規定に基いて、
政治団体の收支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定によつて、
その要旨を次のとおり公表する。

平成九年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

イ 本年収入額	190,000円	(2) 支出の内訳
(2) 支出総額	190,000円	経常経費
2 収入・支出の内訳		事務所費
(1) 収入の内訳		政治活動費
本部又は支部から供与された交付金に 係る収入	180,000円	組織活動費
自由民主党鳥取県支部連合会	190,000円	合 計
(うち本部又は支部に対して供与した交 付金に係る支出	0円)	
合 計	190,000円	

鳥取県選挙管理委員会公示第十四回

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基いて、
次の政治団体からの解散の届出があったので、同条第二項の規定によつて公示する。

平成九年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

○ 政党的支部		
期間	平成7年1月1日～同年12月31日	
政治団体の名称	自由民主党日吉津村支部	
報告年月日	平成9年1月16日	
1 収入・支出の総額		係る収入
(1) 収入総額	316,860円	自由民主党鳥取県支部連合会
ア 前年繰越額	66,860円	250,000円
イ 本年収入額	250,000円	
(2) 支出総額	0円	政治団体の名称
2 収入の内訳		自由民主党米子市崎津支 部
本部又は支部から供与された交付金に	ア 前年繰越額	390,000円

鳥 取 県 公 報

井上幸喜後援会	山縣重雄	井上容子	鳥取市松並町二丁目一 四七一	平成九年 二月三日	□ 挿入
中井熏後援会	岡田栄一	斎尾克巳	東伯郡赤崎町大字竹内 三七一	平成九年 二月十二日	□ 挿入
岸本悟後援会	浜崎正儀	前田由実	八頭郡郡家町大字郡家 七八一一〇	平成九年 二月十七日	□ 挿入
黒田晃司後援会	平田賢	実繁一男	米子市久米町一四一一	平成九年 二月二十日	□ 挿入
黒田晃司資金管理団体	黒田晃司	実繁一男	米子市久米町一四一一	平成九年 六日	□ 挿入
知久馬二三子後援会	藤原繁義	山下武雄	鳥取市富安二丁目一 四	平成九年 六日	□ 挿入
知久馬二三子資金管理団体	知久馬二三子	山下武雄	鳥取市富安二丁目一 四	平成九年 六日	□ 挿入
小野ヤスシ後援会	南家悦郎	徳本幸男	鳥取市西町一丁目一 六	平成九年 八日	□ 挿入
ヤスシハム	小野ヤスシ	山田義彦	鳥取市西町一丁目一 六	平成九年 三月十九日	□ 挿入
石破しげる西部後援会	中島邦美	寺本進	米子市車尾八四二 一	平成九年 三月十九日	□ 挿入
石破茂東部政経懇話会	吉岡利固	金子英夫	鳥取市戎町四一九	□	□ 挿入

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和三十二年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基いて、
政治団体の取支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定によつて、

その数値を次のとおり公表する。

平成9年1月1日～同年12月31日

鳥取県選挙管理委員会監査課 □ 挿入

◎政黨の支部 報告年月日 平成9年1月16日
(平成8年12月31日解散)

期間 平成8年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 自由民主党鳥取県IIC

1 収入・支出の総額 (1) 収入総額

70,637円

ア 前年繰越額

35,387円

イ 本年収入額

35,250円

(2) 支出総額

9,830円

2 収入・支出の内訳
1 収入総額

0円

(1) 収入の内訳
寄附 (政党匿名寄附を除く)
(内訳別掲)

期間 平成9年1月1日～同年12月31日 政治団体からの寄附

政治団体の名称 自由民主党鳥取県IIC 支部

報告年月日 平成9年2月3日 合計

35,250円

収入・支出の総額 (平成9年1月31日解散)

[寄附の内訳]

35,250円

1 収入総額

0円

2 支出総額

(2) 支出の内訳
経常経費

備品・消耗品費

9,830円

◎その他の政治団体 期間 平成6年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 鳥取県歯科技工士連盟

(うち本部又は支部に対して供与した交

付金に係る支出		政治団体の名称 小野ヤスシ後援会		(寄附者の名称) (金額)		(事務所の所在地)		組織活動費		1,657,375円	
報告年月日 平成 9年 2月 28日		(平成 8年12月31日解散)		自由民主党鳥取県支部連合会		その他の事業費		4,411,925円		機関紙誌の発行	
報告年月日 平成 9年 2月 3日		(平成 6年12月31日解散)		鳥取県建設政治連盟		宣伝事業費		4,411,925円		4,411,925円	
収入・支出の総額		1 収入・支出の総額		33,060,000円		ア 前年繰越額		0円		11,000,000円	
1 収入総額	0円	(1) 収入総額		33,060,000円		イ 本年収入額		33,060,000円		17,069,300円	
2 支出総額	0円	(2) 支出総額		33,060,000円						33,060,000円	
◎その他の政治団体		期間 平成 7年 1月 1日～同年12月31日		鳥取県不動産政治連盟		鳥取市		(うち本部又は支部に対して供与した交		付金に係る支出	
報告年月日 平成 9年 1月 16日		(平成 8年12月31日解散)		鳥取県歯科医師連盟		鳥取市		0円		0円	
1 収入・支出の総額		個人からの寄附		日本医療法人連盟		東京都		千代田区		政治団体の名称	
(1) 収入総額	80,807円	小 計	250,000円	西和会鳥取県支部	100,000円	鳥取市	米子市	日本精神病院協会政治連盟	26,000,000円	小野ヤスシ	ヤスシ会
ア 前年繰越額	60,807円	寄附合計	28,060,000円	ヤスシ会	100,000円	鳥取市		報告年月日 平成 9年 2月 28日		資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の届出に係る公職の種類
イ 本年収入額	20,000円	その他	10,000円					(平成 8年12月31日解散)		参議院議員	政治団体の名称
(2) 支出総額	0円	自由民主党本部推薦料	5,000,000円		小 計	27,810,000円	港区			小野ヤスシ	ヤスシ会
2 収入の内訳		(内訳別掲)		合 計		33,060,000円		1 収入・支出の総額		11,000,000円	
寄附 (政党匿名寄附を除く)		[寄附の内訳]		合 計		(2) 支出の内訳		(1) 収入総額		100,000円	
政治団体からの寄附		個人からの寄附		個人からの寄附		人件費		イ 前年収入額		0円	
合 計	20,000円	(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)		光熱水費	5,893,400円	(2) 支出総額		100,000円	
[寄附の内訳]		高橋務		備品・消耗品費		備品・消耗品費	123,328円	2 収入・支出の内訳			
政治団体からの寄附		その他		事務所費		事務所費	764,270円	(1) 収入の内訳			
その他	20,000円					小 計	9,209,702円	寄附 (政党匿名寄附を除く)			
		政治活動費				(内訳別掲)		法人その他の団体からの寄附			

15 平成9年3月28日 金曜日

15

合計	100,000円	(内訳別掲)	イ 本年収入額	0円
[寄附の内訳]	個人からの寄附	4,175円	(2) 支出の内訳	1,529円
法人その他の団体からの寄附	政治活動費	4,175円	(2) 支出総額	1,529円
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	選舉関係費	11,750円	2 支出の内訳	経常経費
鳥取県東部建築協議会	個人からの寄附	11,750円	事務所費	1,529円
(2) 支出の内訳	その他の支 付金に係る支 出	4,175円	合計	4,175円
100,000円 鳥取市	鳥取市	0円)	(うち本部又は支部に對して供与した交 付金に係る支 出	(うち本部又は支部に對して供与した交 付金に係る支 出
(2) 支出の内訳	政治活動費	0円)	付金に係る支 出	0円)
政治活動費	組織活動費	15,000円	政治団体の名称 山口義行後援会	政治団体の名称 黒田晃司後援会
寄附・交付金	政治活動費	15,000円	報告年月日 平成9年1月29日	報告年月日 平成9年2月26日
合計	100,000円	(うち本部又は支部に對して供与した交 付金に係る支 出	(平成8年12月31日解散)	(平成8年12月31日解散)
(うち本部又は支部に對して供与した交 付金に係る支 出	付金に係る支 出	0円)	1 収入総額	0円
付金に係る支 出	0円)	2 支出総額	0円	2 支出総額
期間 平成8年1月1日～同年12月31日	政治団体の名称 鳥取県歯科技工士連盟	政治団体の名称 中井勲後援会	政治団体の名称 黒田晃司後援会	政治団体の名称 黒田晃司後援会
政治団体の名称 津徳次郎後援会	報告年月日 平成9年1月16日	報告年月日 平成9年2月6日	報告年月日 平成9年2月26日	報告年月日 平成9年2月26日
報告年月日 平成9年1月9日	(平成8年12月31日解散)	(平成8年12月31日解散)	(平成8年12月31日解散)	(平成8年12月31日解散)
(平成8年12月31日解散)	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
1 収入・支出の総額	(1) 収入総額	162,407円	2 支出総額	0円
(1) 収入総額	ア 前年繰越額	80,807円	1 収入総額	0円
イ 本年収入額	イ 本年収入額	81,600円	2 支出総額	0円
(1) 収入・支出の総額	(2) 支出総額	11,750円	政治団体の名称 黒田晃司資金管理団体	政治団体の名称 黒田晃司資金管理団体
ア 前年繰越額	10,825円	2 収入・支出の内訳	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の届出をした者の氏名
イ 本年収入額	4,175円	(1) 収入の内訳	黒田晃司	黒田晃司
(2) 支出総額	15,000円	本部又は支部から供与された交付金に 係る収入	資金管理団体の届出に係る公職の種類	資金管理団体の届出に係る公職の種類
2 収入・支出の内訳	日本歯科技工士連盟	1 収入・支出の総額	衆議院議員	衆議院議員
(1) 収入の内訳	81,600円	(1) 収入総額	岸本悟後援会	岸本悟後援会
寄附 (政党匿名寄附を除く)	81,600円	2 支出総額	報告年月日 平成9年2月17日	報告年月日 平成9年2月26日
		(平成8年12月31日解散)	(平成8年12月31日解散)	(平成8年12月31日解散)
		1 収入・支出の総額	収入・支出の総額	収入・支出の総額
		(1) 収入総額	1,529円	1 収入総額
		2 支出総額	0円	2 支出総額

中 6862 節

政治団体の名称 知久馬二三子後援会	資金管理団体の届出をした者の氏名 小野ヤシ	10万円未満の収入 577円	(1) 収入総額 2,394,697円
報告年月日 平成 9 年 2 月 26 日 (平成 8 年12月31日解散)	[寄附の内訳] 資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員	合 計 4,890,277円	ア 前年繰越額 665,531円
収入・支出の総額	個人からの寄附	(2) 支出総額	イ 本年収入額 1,729,166円
1 収入総額 0円	その他	2 収入・支出の内訳	2,394,697円
2 支出総額 0円	収入・支出の総額	(1) 収入の内訳	
政治団体の名称 知久馬二三子資金管理団体	政治団体からの寄附	個人の負担する党費又は会費	
資金管理団体の届出をした者の氏名 知久馬二三子	(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	(188人) 1,728,000円	
資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員	2 支出総額 0円	10万円未満の収入 1,166円	
報告年月日 平成 9 年 2 月 26 日 (平成 8 年12月31日解散)	石破茂政経懇話会 4,270,000円 鳥取市	合 計 1,729,166円	
収入・支出の総額	(2) 支出の内訳	経常経費	
1 収入・支出の総額 0円	経常経費	経常経費	
ア 前年繰越額 5,855,884円	人件費 1,825,900円	人件費 600,000円	
イ 本年収入額 4,890,277円	光熱水費 154,605円	光熱水費 38,070円	
2 支出総額 0円	備品・消耗品費 692,679円	備品・消耗品費 92,110円	
2 収入・支出の内訳	事務所費 1,262,689円	事務所費 488,756円	
政治団体の名称 小野マスシ後援会	小 計 3,935,873円	小 計 1,218,936円	
報告年月日 平成 9 年 2 月 28 日 (平成 8 年12月31日解散)	組織活動費 1,920,011円	政治活動費	
収入・支出の総額	合 計 5,855,884円	組織活動費 1,175,761円	
1 収入総額 0円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	合 計 2,394,697円	
2 支出総額 0円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	
政治団体の名称 ヤスシ会	寄附合計 4,889,700円	1 収入・支出の総額	
	その他の収入		

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の一第一項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 团 体			届 出 年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
足立春人	議員	東郷町議会	足立春人後援会	東伯郡東郷町大字長和田五五一一六	平成九年二月六日
佐々木昌弘	〃	佐々木昌弘後援会	東伯郡東郷町大字野方一七六	佐々木昌弘	平成九年二月十八日

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があつたので、同法第十九条の一第一項の規定により告示する。

平成九年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 を 取 り 消 し た 团 体		届 出 年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
佐々木昌弘	〃	さく井	ロータリーさく井工事作業	平成九年三月二十八日

黒田晃司	衆議院議員	黒田晃司資金管理団体	米子市久米町一四二	黒田晃司	平成九年
知久馬一三子	〃	知久馬一三子資金管理団体	鳥取市富安二丁目一	知久馬一三子	一月六日

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成8年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成9年3月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

特級技能検定合格者

金属プレス加工

近藤貴志 松本三喜雄

機械検査

林原秀嗣

建設機械整備

二岡愛侍郎

一級技能検定合格者

さく井

ロータリーさく井工事作業

清水茂春 伊田勝 山本弘樹 山崎智

鍛造

平成9年3月28日 金曜日

大工工事作業	西 尾 成 己
機械保全	中 本 満喜雄
機械系保全作業	大 呂 洋 司
電気系保全作業	瀬 戸 克 巳
田 中 敬之助	中 中 好 一
電気圧装置組立て作業	鶴 見 賢 一
空気圧装置組立て作業	鶴 見 賢 一
農業機械整備	農業機械整備作業
農業機械整備作業	山 根 政 寿
農業機械整備作業	波 多 野 寛
冷凍空気調和機器施工	岡 川 正 寛
冷凍空気調和機器施工	田 中 淑 一
冷凍空気調和機器施工	山 本 清 治
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
紳士既製服縫製作業	西 尾 秀 志
木工機械整備	木工機械調整作業
木工機械調整作業	河 野 正 実
建築大工	建築大工
配管	建築配管作業
配管	岡 島 吉 正
配管	伊 藤 文 彦
配管	谷 本 輝 昭
配管	齊 藤 広 雄
配管	奥 田 武
配管	影 井 公 彦
型枠施工	型枠工事作業
型枠施工	黒 川 美 徳
型枠施工	杉 崎 誠
型枠施工	朝 倉 栄 治
鉄筋施工	山 本 隆 司
鉄筋施工	梶 久 康 文
鉄筋施工	山 本 真 二
鉄筋施工	藤 崎 光 也
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	石 井 美 佐 夫
防水施工	加 藤 静 夫
防水施工	中 島 市 彦
ウレタンゴム系シート防水工事作業	奥 村 静 男
下雅意	下 雅 意
合成ゴム系シート防水工事作業	宮 本 吉 隆
ガラス施工	中 川 茂 樹
ガラス工事作業	布 野 充 広
ガラス工事作業	西 谷 浩 幸
ガラス工事作業	吉 田 豊

機械・プラント製図	機械検査作業
機械製図作業	梶井 紀和 木上 敏史 荒川 儀幸
電気製図	門脇 治美
配電盤・制御盤製図作業	
塗装	
鋼橋塗装作業	石田 高敏 北山 政広
岩本 善俊 中江 茂樹 中江 和男	岩本 善俊 中江 茂樹 中江 和男
二級技能検定合格者	
さく井	
ロータリーさく井工事作業	西村 敬太郎 三原 貴紀 原 千博
鋸造	
ハンマ型鋸造作業	横川 将仁 上林 功一 津村 真矢 西本 章彦
プレス型鋸造作業	中村 和作 岩本 洋一 天野 浩幸
機械加工	
平面研削盤作業	
矢木 一男	
ローブ加工	
ロープ加工作業	竹村 正春 中西 敏郎 渡邊 正海 松浦 文紀 忠
松本 康彦 内田 勝 田中 孝二 安達	松本 康彦 内田 勝 田中 孝二 安達
野田 義明 足立 正	野田 義明 足立 正
機械検査	
機械保全	
機械系保全作業	吉田 康二 充悟 彦吉 永泰
電気系保全作業	森田 大川 美一 浮田 茂益 実生 智
浮田 美濃村 博	大山 下原 義範 藤原 裕清
半導体製品製造	大山 詞広 幸天 樹薫
集積回路チップ製造作業	岸本 吉正 段坂 信也 林原 邦夫 佐伯 真二
岸本 吉正 段坂 信也 林原 邦夫 佐伯 真二	大原 正守 瀧川 壮一郎 米村 和朗 山根 康義
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て作業
農業機械整備	平井 伸治 山方 直弘
農業機械整備作業	田中 裕之 角田 俊一 平井 健一 堀尾 類治
田村 博志	田村 博志
冷凍空気調和機器施工作業	長尾 洋福 田慎治 下奥多
冷凍空気調和機器施工作業	田勝 美治 学村 中大作
冷凍空気調和機器施工作業	平順二 前田 勝美 生正

紳士既製服型紙製作業	中 村 勝 利	福 安 博 幸	北 山 順 一	岩 本 浩	山 洋 文	石 村 寿	小 棟 老	忠
紳士既製服縫製作業	福 田 正 彦	田 中 洋 治	谷 口 奉 史	田 村 雅 俊	林 隆 德	角 谷 伸 二	高 邦 男	和 田 売
河野稔子	田 井 靖 子	杉 原 嘉 充	高 嶋 俊 子	中 野 口	松 田	申 信 信	憲 兒 夫	中 村 売
岩岡昭	平 原 猛	猪 口 清 子	猪 口 清 子	浩 子	浩 子	浩 子	高 邦 男	司
和裁	若 岸 子	田 君 子	田 君 子	浩 子	浩 子	浩 子	高 邦 男	司
和服製作作業	平 井 文 惠	木工機械整備	木工機械調整作業	建築大工	ガラス工事作業	ガラス工事作業	ガラス工事作業	ガラス工事作業
木工機械整備	田 原 篤	木工機械調整作業	木工機械調整作業	建築大工	小 谷 修 二	船 木 昌 弘	渡 辺 進 一	佐 伯 昭 博
建築大工	前 田 賢 行	木 下 茂 樹	木 下 茂 樹	電気製図	富 田 行 博	福 田 茂 美	渡 辺 進 一	佐 伯 昭 博
大工工事作業	鳥 飼 和 久	好 輝 保	本 晃 一	配電盤・制御盤製図	機械・プラント製図	美 田 佳 則	谷 口 弘 德	山 本 幸 一 郎
前 田 賢 行	木 下 茂 樹	田 中 朗	宮 本 義 典	電気製図	機械製図作業	谷 口 弘 德	山 本 幸 一 郎	山 本 幸 一 郎
鳥 飼 和 久	好 輝 保	宮 本 義 典	淳	配電盤・制御盤製図	福 田 茂 美	谷 口 弘 德	山 本 幸 一 郎	山 本 幸 一 郎
田 村 和 久	田 中 朗	吉 田 義 典	淳	三級技能検定合格者	前 田 かおる	前 田 かおる	山 本 幸 一 郎	山 本 幸 一 郎
建築配管作業	田 琳	大 西 英 明	内 雅 己	機械検査	前 田 かおる	前 田 かおる	山 本 幸 一 郎	山 本 幸 一 郎
博 田 琳	大 西 英 明	竹 内 雅 己	木 下 光 誠	機械検査	前 田 かおる	前 田 かおる	山 本 幸 一 郎	山 本 幸 一 郎
福 井 守	奥 村 登	行 司 拠	浩 誠	機械検査	前 田 かおる	前 田 かおる	山 本 幸 一 郎	山 本 幸 一 郎
伊 崎 章	宇 田 川 健	松 原 健	郎 志 長	配管	前 田 かおる	前 田 かおる	山 本 幸 一 郎	山 本 幸 一 郎
岩 岩	高 野 秀 美	島 嶽 堅 堅	志 長	建築配管作業	寒 河 江 仁	高 見 隆 志	山 本 幸 一 郎	山 本 幸 一 郎
高 野 秀 美	島 嶽 堅 堅	志 長	志 長	配管	寒 河 江 仁	高 見 隆 志	山 本 幸 一 郎	山 本 幸 一 郎

テクニカルイラストレーション

テクニカルイラストレーション作業

吉田勝安 船守江里子 藤田中川
 中山牧子 恩田明美 平田智子
 単一等級技能検定合格者 岩崎誠司

電子回路接続

電子回路接続作業

林規之 小谷由紀子 井上伸子 山本千晶
 德吉麻子 佐々木努 樹直寿 河岸和美
 小林隆史 中村奈々江 岡生英展
 中山万里子 松原可奈 田英雄

エボキシ樹脂注入工事作業

林茂雄 小笠研 杉山寛 高木豊

樹脂接着剤注入施工

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成9年度（平成9年4月から平成10年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成9年3月21日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥取県公報購読申込書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

氏 名

㊞

団体にあっては、名称
及び代表者の氏名

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥
取
県
【定価一部一箇月二千円
（送料を含む。）】